

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、原則、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見

込額を計上しています。

長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

主要な業務の改廃や組織・機構の大幅な変更、重大な災害の発生等、会計年度終了後財務諸表作成までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象については、該当がありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	49,330 千円	5,481 千円	54,811 千円
兵庫県信用保証 協会	-	0 千円	15,520 千円	15,520 千円
計	-	49,330 千円	21,001 千円	70,331 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものについては、該当がありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

公共用地取得費特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —

連結実質赤字比率 —

実質公債費比率 6.9%

将来負担比率 67.8%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,044,041千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産で、翌年度以降の予算において財産収入として措置することが見込まれる土地及び建物。

イ 内訳

事業用資産／土地 : 1,442,240千円（1,713,367千円）

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、鑑定評価額又は路線価に基づく評価方法によっています。

上記の（ ）は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 13,875,391千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	24,848,512千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,168,188千円
将来負担額	66,277,611千円
充当可能基金額	20,394,842千円
特定財源見込額	13,698,307千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,784,568千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 4,655,716千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	48,050,580 千円	45,590,920 千円
財務書類の対象となる会計の範囲に伴う差額	780,750 千円	623,945 千円
繰越金に伴う差額	△3,977,293 千円	—
一般会計等構成会計間の相殺消去(繰入金・繰出金等)	62,867 千円	62,867 千円
資金収支計算書	44,791,170 千円	46,151,998 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(公共用地取得費特別会計)の分や、一般会計等構成会計間の相殺消去(繰入金・繰出金等)処理の金額分が相違します。また、歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分も相違します。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	10,100,000千円
一時借入金に係る利子額	0千円